平成２２年（フ）第４８７号
北海道上川郡美瑛町花園２丁目１番２号
債務者　三浦　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９８号
北海道旭川市緑が丘４条２丁目１番地　市住Ａ５―1923
債務者　菊地　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９３７号
神奈川県藤沢市藤が岡３丁目13番18号
債務者　中山　徑子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９３８号
神奈川県藤沢市藤が岡３丁目13番18号
債務者　中山いずみ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０９８号
横浜市青葉区すすき野３丁目６番地１　すすき野団地20棟502号
債務者　小宮山貴子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１９７号
神奈川県藤沢市城南３丁目６番12号　ハイツ宮本201
債務者　黒澤　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１９８号
神奈川県藤沢市城南３丁目６番12号　ハイツ宮本201
債務者　黒澤　博子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２５号
相模原市中央区矢部２丁目５番18号　信陽堂ビル205
債務者　落合　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６３７号
相模原市中央区相模原３丁目７番12―602号
債務者　森尾　和正
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６３８号
神奈川県座間市相武台３丁目1310番地の10　ジュネパレス座間第５　204号
債務者　藤田　義章
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６３９号
相模原市南区相武台団地１丁目１番４―24号
債務者　松川　潤一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６６３号
神奈川県座間市相模が丘６丁目31番29―408号　ダイアパレスヴェンティ相模が丘
債務者　浅井　智子（旧姓篠丸）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６７１号
相模原市緑区川尻5155番地１
債務者　浅田　　剛
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６７６号
相模原市中央区上溝3986番地１　ドラゴンマンション上溝壱番館510号
債務者　橋本　義雄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６８０号
相模原市南区上鶴間本町８丁目57番15号
債務者　野中　愛美
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部